

刈谷市自治基本条例制定に向けた

方針素案

平成22年8月

目 次

自治基本条例を制定するにあたり	1
刈谷市自治基本条例の構成	2
1 目的	3
2 この条例の位置付け	4
3 定義	4
4 自治の基本原則	5
5 市民の権利・責務	7
6 議会の責務	8
7 議員の責務	9
8 市長その他の執行機関の責務	9
9 職員の責務	10
10 子どもへの責務	10
11 市政運営の基本原則	11
12 総合計画	12
13 財政運営	13
14 行政手続	13
15 行政評価	14
16 情報公開	14
17 個人情報保護	15
18 行政組織	15
19 他の自治体等との連携	16
20 コミュニティ	16
21 危機管理	17
22 住民投票	17
23 条例の検証	18

自治基本条例を制定するにあたり

○自治基本条例が必要となる背景

- ①地方分権が進む中、自立した行政運営を行う上で、行政運営に関する市の基本的な考え方（理念）を明確化し、市における自治を再定義することが求められています。
- ②まちづくりや地域自治に関する市民の意識が高まりを見せる中で、まちづくりへの市民参加の権利を明確にすることが求められています。
- ③近年の行政運営を取り巻く厳しい社会経済環境の中で、政策立案と実行に対する十分な評価・検証を行うとともに、より一層の効率的・効果的な行政運営を行うことが求められています。

○刈谷市における基本的な考え方

刈谷市では現在、第7次刈谷市総合計画の策定作業を進め、将来都市像とその実現に向けた様々な取組みを検討しています。地方分権が進む中、この推進のためには、地域の特性を反映した個性豊かで活力ある地域社会の実現と、市民と行政の連携と役割分担のもとで自立した市政運営が必要となります。

そこで、これらの自治に関する基本的なルールを定め、まちづくりに関わるものが共通の認識を持つことが重要なことと捉え、第7次刈谷市総合計画に掲げる市民力の向上や協働をはじめとしたまちづくりに必要な考え方を担保します。さらに、このルールを制定する過程及び制定後においても、市民、議会、そして行政の誰もが関わり、目に触れることができる「条例」というかたちで構築します。

○「共存・協働のまちづくり推進条例」との整合性と役割分担

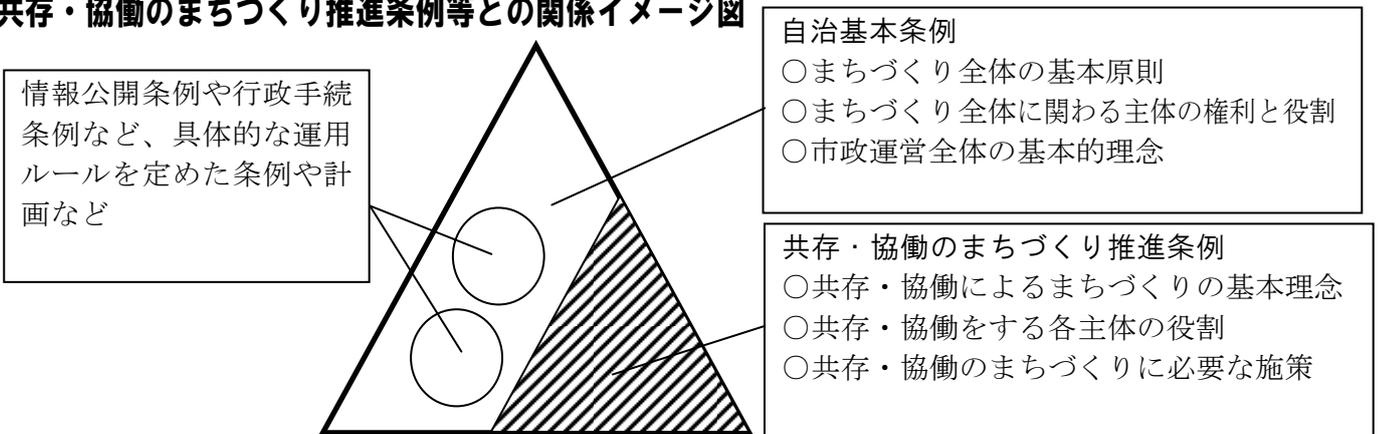
平成21年4月に施行された「共存・協働のまちづくり推進条例（以下、「協働条例）」においては、協働によるまちづくりに関する各主体の役割や理念が定められました。このことは自治の中でも特に重要な要素ではありますが、自治基本条例では、共存・協働以外のまちづくりを含めた、より基本的な考え方を定めます。

この中には、共存・協働及び情報共有を重要な根幹理念とするほか、市民の権利や議会の責務、行政が市民の信託を受けて行う適正な市政運営に関する考え方などがあります。

他の自治体では、協働条例と同じ内容が自治基本条例に盛り込まれている事例が見られますが、刈谷市では独立した条例に定めていることで、その重要性を明確に示すという位置付けとします。

しかしながら、自治基本条例が後に制定されることから、十分に議論されて作り上げられた協働条例の理念と矛盾がないように整合性を図ります。

共存・協働のまちづくり推進条例等との関係イメージ図



「自治」は、共存・協働の概念を土台の一部として成立しているというイメージ。共存・協働をも含めた大きな理念を自治基本条例では描いていく。

刈谷市自治基本条例の構成

前文（基本理念）

第1章 総則

1. 目的
2. この条例の位置付け
3. 定義

第2章 基本原則

4. 自治の基本原則
 - 参加の原則
 - 共存・協働の原則
 - 情報共有の原則
 - 適正な市政運営の原則

第3章 自治を担う主体

5. 市民の権利・責務
6. 議会の責務
7. 議員の責務
8. 市長その他の執行機関の責務
9. 職員の責務
10. 子どもへの責務

第4章 市政運営

11. 市政運営の基本原則
12. 総合計画
13. 財政運営
14. 行政手続
15. 行政評価
16. 情報公開
17. 個人情報保護
18. 行政組織
19. 他の自治体等との連携

第5章 参加と協働

20. コミュニティ
21. 危機管理
22. 住民投票

第6章 その他

23. 条例の検証

1 目的

■素案

この条例は、刈谷市における自治に関する基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関の責務並びに自治の基本的な事項を定めることにより、住みやすく魅力的な刈谷市の実現のための市民主体の自立した地域社会を構築することを目的とします。

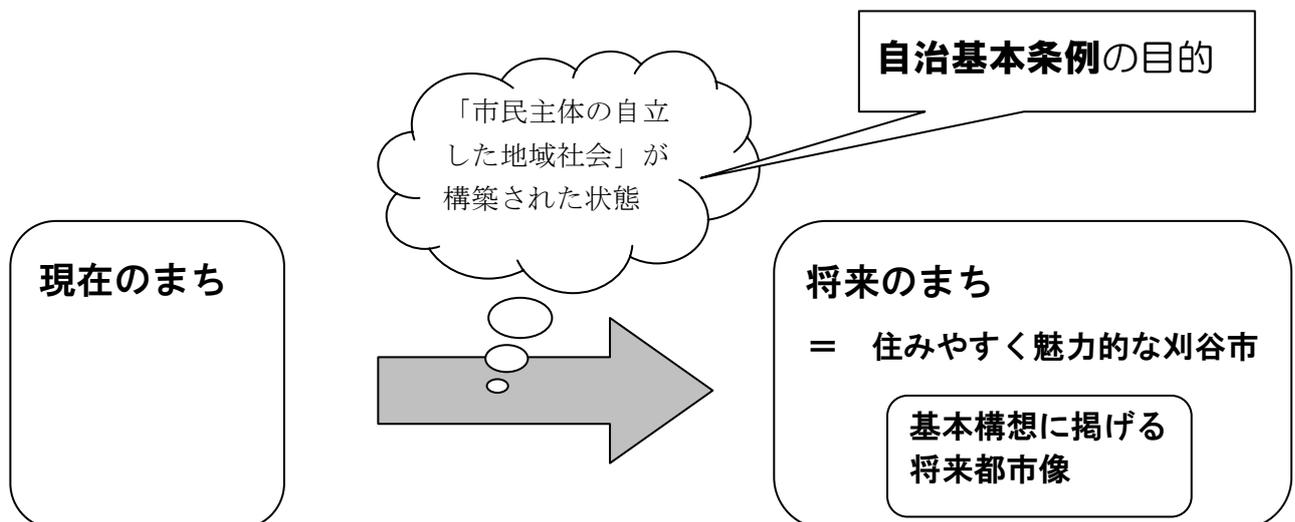
■考え方

○自治基本条例の全体構成を明らかにし、目的に向けた流れが明確にわかるようにしました。

- ・自治に関する基本原則を明らかにする ⇒ 「自治の基本原則」
- ・市民の権利～市長その他の執行機関の責務 ⇒ 「各主体の役割」
- ・自治の基本的な事項 ⇒ 「市政運営の各取組みやコミュニティ」など

○自治基本条例というルールをつくってめざすべきまちの姿は、基本構想に掲げる将来都市像という考えもありますが、より広い意味で捉え、「住みやすく魅力的な刈谷市」としました。

○そして、そのために必要な自治のしくみを総称する表現として、補完性の原理を踏まえ、「市民主体の自立した地域社会」としました。



2 この条例の位置付け

■素案

この条例は、刈谷市の自治の基本を定める最高規範であり、他の条例及び規則等の制定、改廃及び運用においては、この条例に定める規定を最大限に尊重し、整合を図ります。

■考え方

○同じ条例である自治基本条例が他の条例に優越することを法的に位置付けることは無理があるという説もありますが、この条例が他の条例の軸的な存在であることを、誰にでも容易に認識されるためにも「最高規範」と位置付けました。

○自治基本条例と他の条例を体系的に結びつけることが重要であり、そのためには双方の整合性を図ることが必要となりますので、その旨を明確に規定しました。

○基本的な理念を定める条例であるゆえ、市民、議会、市長その他の執行機関がこの条例を尊重し、遵守することを明記するという考え方もありましたが、条例として制定されたことを遵守することは当然のことであり、あえてこの点のみ自治基本条例を特別扱いするべきではないと考えました。

3 定義

■素案

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う者又は団体をいいます。
- (2) 市長その他の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 住みやすく魅力的な刈谷市の実現に向けた市民主体の自立した地域社会を構築するためのあらゆる事業及び活動をいいます。
- (4) 市政 まちづくりのうち、議会又は市長その他の執行機関が担うものをいいます。

■考え方

○住民基本台帳（又は外国人登録原票）の内容と居住実態が必ずしも一致するとは限りませんが、

法的には一致が前提となっているため、条例に定める上では「居住者＝住所を有する者」と明確に限定しました。

○その他の執行機関には、地方自治法180条の5に基づき設置されている市長以外の執行機関を定義しました。

※会計管理者は、出納その他の会計事務の執行については独立の権限を有するものと解釈されますが、地方自治法上では、市長の会計監督（法149条5）の補助機関という位置付けから、市長に含まれるとします。

※水道事業については、公営企業の管理者は市長のため、市長に含まれるとします。

○「まちづくり」にはいろいろな意味で解釈されますが、この条例では、「目的」にある「住みやすく魅力的な刈谷市」を実現するための行動と位置付けました。この行動を「自治の基本原則」に基づき各主体間で有機的に協力、連携して実施することが、「市民主体の自立した地域社会＝自治の確立」の実現につながることにしました。

○「まちづくり」をあらゆる事業及び活動とした場合、「市政運営」もすべて「まちづくり」のために行われることと整理し、「市政」についてはこのように定義しました。

○「責務」は守るべきことではあるが、法令の遵守や納税などに対して規定される「義務」に比べると、ある程度それぞれの主体性に依るところがある言葉として一般的に使い分けられているため、ここでは特に定義はしないことにしました。

4 自治の基本原則

■素案

○自治の主役は市民です。

○参加の原則

まちづくりは、市民の参加を基本とします。

○共存・協働の原則

市民、議会及び市長その他の執行機関は、各々の考え等を尊重した上で、互いの特性をいかし合い、協力してまちづくりをすすめます。

○情報共有の原則

市民、議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに共有します。

○適正な市政運営の原則

議会及び市長その他の執行機関は、まちづくりのために市民の信託に応える適正な市政運営をすすめます。

■考え方

○刈谷市の自治のしくみを考えるにあたり、常に念頭に置くべき根幹的な項目を整理します。このため、ここに定める内容は自治基本条例のすべての項目の基礎的な考え方となり、市民、議会、市長その他の執行機関の3者がみんなでまちをつくっていくための共通の認識項目として考えることとなります。

○補完性の原理の考え方を明確に示すため、市民が自治の主役であることを最初に述べ、自助が出発点である意味をここに含めます。互助については、「コミュニティ」に定義し、公助については「市長その他執行機関の責務」に盛り込みます。

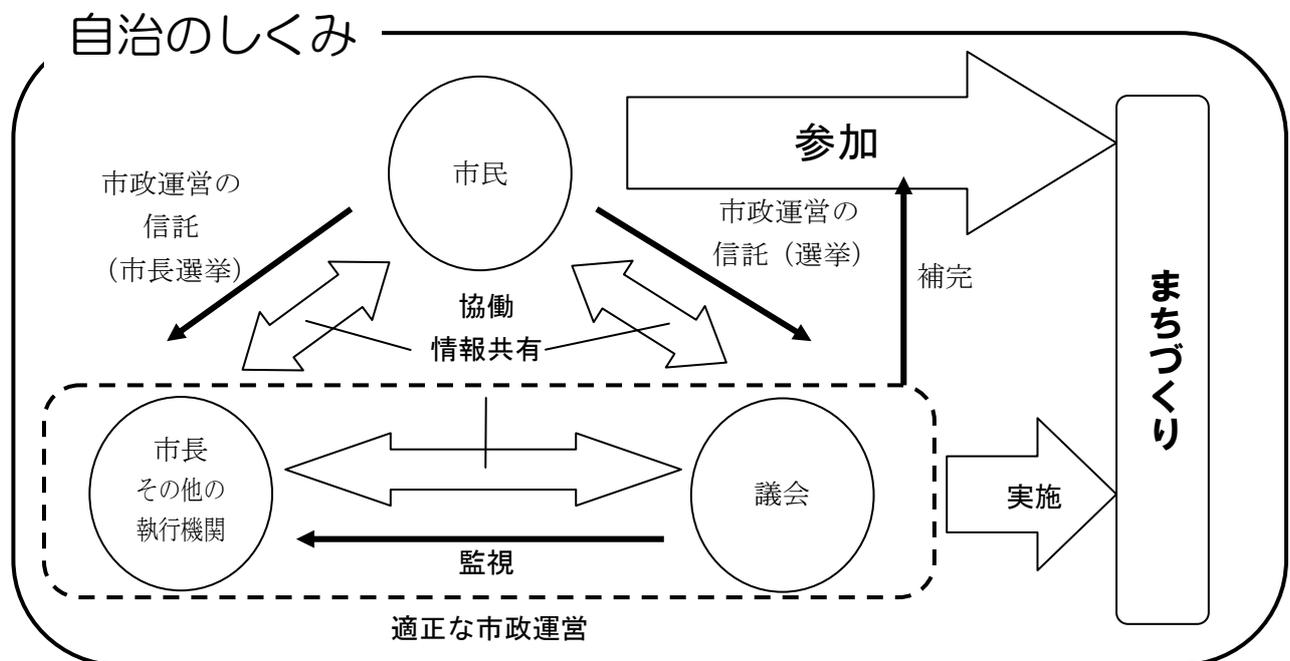
○3者の関係を整理し、「参加」「協働」「情報共有」を基本原則としました。

○協働の原則のうち「各々の考え等を尊重」という「共存」の理念は、「協働」の土台となる不可欠な要素であるため、「共存・協働の原則」とします。

○まちづくりは市民が主体となって進めることが基本ですが、市民からの信託を受けて議会や市長その他の執行機関が担当するまちづくり（＝市政）も不可欠な要素であるため、市政を適正に行うことも自治の重要な要素として位置付けました。

○効率的な市政運営の基本的な姿勢については、別に「市政運営の基本原則」にて規定します。

○子どもについての規定は、別に「子どもへの責務」にて規定します。



5 市民の権利・責務

■素案

<権利>

- 市民は、まちづくりに参加することができます。
- 市民は、議会及び市長その他の執行機関が保有する情報を知ることができます。
- 市民は、適切な行政サービスを受けることができます。

<責務>

- 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、自らができるまちづくりに積極的に参加するよう努めるとともに、参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- 市民は、議会及び市長その他の執行機関が公開した情報に関心を持つよう努めるとともに、自らもまちづくりの情報を発信するよう努めます。
- 市民は、行政サービスその他市政の執行に対して、応分の負担をします。

■考え方

○地方自治法では、住民の権利として「普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利（10条2項）」「普通地方公共団体の選挙に参加する権利（11条）」が規定されていますが、まちづくりに関して市民が主体的・積極的な関わりを担保するために、新たな権利などを保障します。

○自治の基本原則に基づき、市民の権利と責務を「参加（ここでは協働も含む）」、「情報共有」、そして市政運営から提供される「行政サービス」に関することを決めました。

○権利と責務は表裏一体であると考え、「参加」、「情報共有」、「行政サービス」について、それぞれ対になるかたちで決めました。

○行政サービスに対する負担について、当初権利の裏返しをそのまま表現するかたちで「行政サービスに伴う応分の負担」としておりましたが、自らが受けるサービスに対する対価というイメージが強いため、行政サービス全体を支える表現としました。

○負担については、納税や受益者負担ではなく、サービスの履行に対して市民が担うべき役割もあるべきと考え「費用」「経費」という表現は避けました。

○当初は事業者の責務として、社会貢献や環境保全について独立して言及する内容を考えましたが、これらの点は一般の市民も同様に考えるべきことであり、市民の責務に記載するには過重な内容であることから、この記述を特に定めないことにしました。

○「市政を監視する責務」は、責務ではなく、市民の権利として情報共有や市政運営への参加な

どの機会を定めることにより、同様の意味を担保するとします。

※議会は市政を監視することが地方自治法上で定められ、その積極的な活動が求められるため、議会の責務としては設けます。

6 議会の責務

■素案

○議会は、市政の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、市政運営が適正に行われるよう市長その他の執行機関を監視する機能を果たすとともに、自らも積極的な政策立案及び提言に努めます。

○議会は、意思決定の内容及び過程を市民にわかりやすく説明し、開かれた議会運営に努めます。

■考え方

○自治に関して議会が果たす基本的な役割の多くは地方自治法に定められていますが、まちづくりの一翼を担う重要な主体であるため、確認する意味で規定します。

- ・重要な意思決定（法96条第1項 議決権）
- ・行政活動に対する監視機能（法98条第1項 検査権、法98条第2項 監査請求権、法100条 調査権）
- ・立法などの政策の立案（法112条 議案の提案）

○地方自治法に規定されていることがより積極的に行われるよう、やや踏み込んだ内容で表現しました。

○議会は、本会議や委員会など公開されているところも多いですが、そこに至るまでの過程や、資料に専門用語が使われていてわかりにくいという声もあるため、よりわかりやすい説明責任を果たす内容を規定しました。

○「市民の代表」という観点と「政策立案をすること」に関しては、議会という組織ではなく、議員個人に持たれるイメージの方が大きいため、「議員の責務」に含めました。

7 議員の責務

■素案

- 議員は、市民の代表として、市民との信頼関係の構築に努め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 議員は、常に自らの審議及び政策立案能力の向上に努めます。
- 議員は、市民の意思を把握し、まちづくり全体の観点から適切に判断するよう努めます。

■考え方

○議員は、「市民の代表」であることを意識し、特定の市民だけではなく、広く市民全体の信頼を得て活動をする必要があると考え、「信頼関係の構築」「公正かつ誠実な職務の遂行」と規定しました。

○議員は、時代の変化が激しい中、新しいことに挑戦する気持ちで、自ら政策を組み立てていくことが求められていると考え、「常に」自らの能力の向上に努めることを規定しました。

○議員という代表的な立場から特定の意見に偏るのではなく、広い視野を持って適切に判断することを規定しました。

8 市長その他の執行機関の責務

■素案

- 市長は、市政運営の方針を明らかにするとともに、市民の代表者として、総合的見地を持って誠実かつ公正に職務を遂行します。
- 市長は、職員を適切に指揮監督して市政運営を行うとともに、職員の能力向上に努めます。
- 市長その他の執行機関は、施策の企画立案、実施等の各過程において、市民にわかりやすく説明し、開かれた市政運営に努めます。
- 市長その他の執行機関は、市民、議会との協働及び情報共有を推進するために、必要な環境整備を行います。
- 市長その他の執行機関は、まちづくりに必要な人材を育成します。

■考え方

○地方自治法において、統括代表権（第147条）、事務管理及び執行権（第148条）、職員の

指揮監督（第154条）などが規定されていますが、ここに規定されていることが積極的かつ適正に行われるよう、やや踏み込んだ内容を規定します。

○説明責任の項目は議会の責務にも盛り込まれているため、同様の内容を記載しました。

○「共存・協働のまちづくり推進条例」においても、市の役割は「自律的なまちづくりが発展するための環境整備を行う」と規定されているため、自治基本条例では自治の基本原則に沿って、この点も包括する内容を規定しました。

○人材育成は、職員の育成のみに限らずまちづくりに関わる市民の育成も含める必要があると考え、両方を規定しました。

9 職員の責務

■素案

○職員は、市民全体の奉仕者として、市民との信頼関係の構築に努め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

○職員は、常に職務に必要な知識の習得及びその他能力の向上に努めます。

■考え方

○職員は、「全体の奉仕者」であることを意識し、市民の信頼を得て、自らのためではなく市全体のことを考え仕事をする必要があると考え、「信頼関係の構築」「公正かつ誠実な職務の遂行」と規定しました。

○職員は、時代の変化が激しい中、新しいことに挑戦する気持ちを持つべきと考え、「常に」自らの能力の向上に努めることを規定しました。

10 子どもへの責務

■素案

市民、議会及び市長その他の執行機関は、お互いの協力のもと、次世代を担う子どもが健全に成長できる環境をつくるように努めます。

■考え方

○子どもも市民に含まれていますので、この項目を作ることで各主体の権利・責務の対象から子どもが外れていると解釈するものではありません。

○子どもが育つ環境が大きく様変わりをする中、家庭でのしつけや学校でのいじめ、食育の必要性など多くの課題があげられていますが、親や学校などが単独でこれらに立ち向かうのではなく、子どもに関わるすべての人たちが協力する必要があります。このことを「お互いの協力のもと」という言葉に集約し、子どもが健全に成長できる環境を一緒につくりあげていくことを明確に規定しました。

1 1 市政運営の基本原則

■素案

○市長その他の執行機関は、共存・協働及び情報共有を基本とした市政運営を行います。
○市長その他の執行機関は、社会情勢の変化に対応した、総合的かつ計画的な市政運営を行います。
○市長その他の執行機関は、公正かつ効率的な市政運営を行います。

■考え方

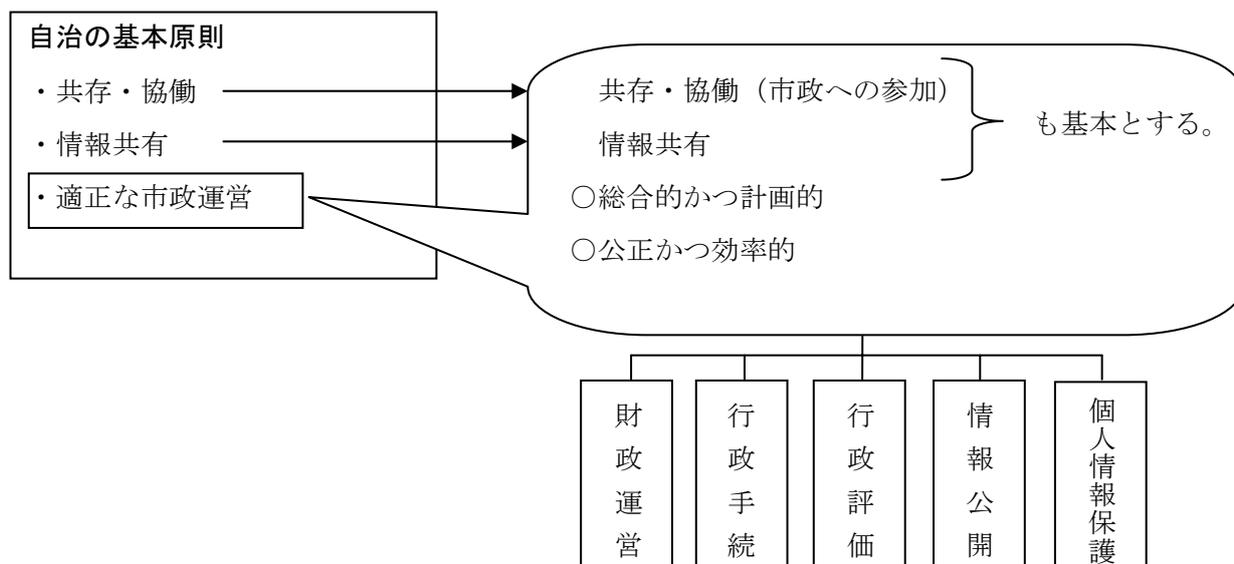
○自治の基本原則にある「適正な市政運営」と、以後の条文の多くに掲げられる市政運営の各論を結ぶ総括的な条文として、市政運営の基本的な姿勢を独立して規定します。

○市政運営には、同じ基本原則の「共存・協働」、「情報共有」を常に念頭に置くこと必要があるため、再確認する意味を含めてこの項目にも規定します。

※基本原則の「参加」は「まちづくり」への参加のため、市政運営への参加は「協働」に含まれると解釈します。

○その場その場の判断ではなく、先を読んで、かつ状況の変化には柔軟な対応ができることが求められることに応える必要があると考え、「総合的」かつ「計画的」と規定しました。

○「効率的」という表現は、民間と違い行政ではすべての状況にあてはまるとは限りません。しかし、効率化できるところは意識して進める必要があると考え、これらのバランスを取る意味も含め「公正」という言葉を前につけました。



12 総合計画

■素案

- 市長その他の執行機関は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、めざす将来都市像を示した総合計画を策定します。
- 総合計画は市の最上位計画とし、他の計画は総合計画の内容に即して策定します。

■考え方

○地方自治法の改正において、総合計画の策定義務を削除する方向で検討が進められていますが、まちづくりを進めるにあたっては長期的な計画を策定する必要性があると考え、総合計画を策定することを明文化しました。

※仮に将来、総合計画に替わる計画等の策定が模索される場合は、自治基本条例の見直しに合わせて改正することで対応します。

○総合計画が市の最上位計画であることは既知の事実ですが、その位置付けを明文化することにより、職員は元より市民も計画の達成に向けた取組みへの共通した認識が持てると思われました。

○なお、策定過程における説明責任、情報公開については、「市長その他の執行機関の責務」、「情報公開」にその考え方を集約しておりますので、ここには特に設けませんでした。

13 財政運営

■素案

市長は、中長期的な展望に立った財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用するとともに、積極的に多様な財源を確保し、健全な財政運営に努めます。

■考え方

○総合的かつ計画的な市政運営のために中長期計画の策定を明確化しました。

○計画策定だけでなく、限られた財源を効率的、効果的に執行することも重要であり、さらに収入を増やすために考えられる方策を打ち出す姿勢もここで表現します。ここでは、市税の確実な徴収の他、適正な受益者負担の設定、国や県からの補助金、交付金の活用のほか、法定外目的税などの研究など、幅広い財源確保のための工夫をこらすという意志を表しています。

○わかりやすく公表することについては、他の項目も含め、説明責任として「市長その他の執行機関の責務」に一括して項目立てしています。

14 行政手続

■素案

市長は、市政運営における公正の確保と透明性の向上に努め、市民の権利利益を保護するため、迅速かつ適正な行政手続を行います。

■考え方

○行政手続については、行政手続条例において規定されていますが、自治における市民と市長その他の執行機関の關係に深く関わる事柄であるため、自治基本条例にその目的を規定します。

15 行政評価

■素案

○市長は、総合計画の進捗管理等に関して行政評価を実施し、その結果を市政運営に反映するよう努めます。

○市長は、前項に規定する行政評価を実施するに当たっては、第三者による評価を実施するなど、その客観性の確保に努めます。

■考え方

○評価する対象は、市政運営の幅広い分野が想定されますが、ここでは最も上位計画であり、まちづくりの多くの分野について目標を掲げている総合計画の進捗管理を第一に考え、規定しました。

○客観性の確保のために、当事者（職員など）のみではなく、「第三者（当事者以外）」による評価の実施を規定しました。評価者として、当事者（外部の関係者や評価項目に関与する市民なども含む）による評価を否定するものではありません。

○行政評価の結果をわかりやすく公表することは必要ですが、この点は、「市長その他の執行機関の責務」の説明責任の項目の規定によるものとします。

○評価の方法は状況に応じて変化、対応させていくものであるため、自治基本条例には評価組織や手法、期間、第三者として評価する者など、具体的な内容については規定しないことにしました。

16 情報公開

■素案

議会及び市長その他の執行機関は、市民の知る権利を尊重し、その保有する情報を積極的に公開します。

■考え方

○個人情報など保護されるものを除き、市政に関する情報（給与や会計などを含めて）は公開（共有）されるべきことから、そのことを明確に定めます。しかし、公開の具体的な基準などについては情報公開条例において規定されているため、ここでは主な理念のみ規定しました。

○市民が自ら主役となってまちづくりを進めるためには、市政に関する情報は不可欠です。このため行政は、市民からの請求に応えるのみではなく、情報は共有されるべきものという意識を常に持ち、保有する情報を進んで公開していくことが必要と考え、情報公開に関する「積極性」を明記しました。

○わかりやすく説明することに関しては、説明責任として、「市長その他の執行機関の責務」にその旨を規定しました。

17 個人情報保護

■素案

議会及び市長その他の執行機関は、個人の権利利益を守るため、その保有する個人情報を適切に管理し、保護します。

■考え方

○個人情報保護については、情報漏えいなどがないように保護されるべき内容は確実に保護するとともに、その保有者は適切に管理することも決めました。この基準については、すでに個人情報保護条例において規定されているため、ここでは主な理念のみ規定しました。

18 行政組織

■素案

市長は、市民にわかりやすい機能的な組織体制を整えるとともに、組織を活性化させるため、適切な人材を配置します。

■考え方

○組織という枠とそこで働く職員の体制が両立して初めて効果があると考え、適切な人材配置も合わせて規定しました。

19 他の自治体等との連携

■素案

市長その他の執行機関は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及びその他関係地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。

■考え方

○地方自治法第2条第15項（組織及び運営の合理化、他の地方公共団体との協力）を自治の重要な要素と捕らえ、再確認する意味で規定しました。

20 コミュニティ

■素案

○市民は、自治会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他地域の課題等に自ら取り組む団体（以下「コミュニティ」という。）がまちづくりの担い手であることを認識し、これに参加するなど、積極的にその活動に関わるよう努めます。

○コミュニティは、関係する市民の意見を踏まえ、その設立目的を達成するために適切な運営に努めます。

○議会、市長その他の執行機関は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を支援します。

■考え方

○地域の組織には自治会など地縁を基盤にした組織と、特定のテーマによって結びついた団体（特定非営利活動法人やボランティア団体など）の大きく分けて2つのタイプがあります。自治基本条例では、これらを総称して「コミュニティ」と定義しました。

○コミュニティは補完性の原理の「互助」の部分を担当する役割を果たします。

○市民はその責務を果たすために、既存の組織は元より、自らが自主的に形成した組織を尊重し、その活動に積極的に関わることを規定します。

○組織の運営には、人や費用の確保が欠かせません。議会や市長その他の執行機関は、その設置目的に向かって適切な運営がなされている組織に対して、これらの支援（人材、費用、情報など）を行うことを規定します。また、そのための環境を整えるという意味も支援という言葉に含めています。

21 危機管理

■素案

市民、議会及び市長その他の執行機関は、災害、犯罪等非常の事態に対し事前に備えるとともに、その対応にあたっては、お互いに協力、連携を図ります。

■考え方

○「安全」「安心」は、「住みやすく魅力的な刈谷市」の実現に不可欠な要素ではありますが、個人が単独で取り組むことには限界があります。このため、災害、犯罪等の非常の事態に対する事前準備や事態発生時の行動に関して、市民、議会、市長その他の執行機関が連携を図る理念を規定しました。

○サイバーテロなど新たな脅威については「等」に含めています。

22 住民投票

■素案

○市長は、市政の重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができます。

○議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

○住民投票の実施に必要な手続き及びその他必要な事項については、その都度、別に条例で定めます。

■考え方

○住民投票は、地方自治法上の規定において、市民、議会、市長のいずれかから、実施のための条例制定を発議又は請求し、議会で議決されることにより実施されます。自治基本条例では、その手続きを再確認するかたちで規定します。

- ・市民（第12条第1項 条例の制定改廃請求権）
（第74条 条例の制定又は改廃の請求とその処置…有権者の1/50）
- ・議会（第112条 議員の議案提出権…議員定数の1/12）
- ・市長（第149条 長の担当事務）

○議会、市民が発議、請求した場合でも最終的には市長が実施することから、市長だけ特別に取り上げた意味ではないと解釈できるため、あえて主語は市長のみにしました。

○具体的な住民投票の方法については、投票資格や成立条件などその案件の性質により定めた方がよいものがあると考え、「その都度、別に条例で定めます」としました。

○住民投票の結果を市長や議会が必ず採用するというを条例に盛り込むことは違法であるという見解から、「尊重」という言葉で表しました。

○住民投票の実施には多額の費用が必要ですので、実施されることは本来望ましいことではありません。このため、実施に関してはそれなりのハードルが設けられるのはやむを得ないとは考えられますが、市民の信託を受けている議会や市長が市民と対立することがないような市政運営に努めることがこの項目の大前提にあります。

23 条例の検証

■素案

市長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとにこの条例の内容について検証し、必要が生じた場合には見直しを行います。

■考え方

○自治の根幹となる条例であるため、自治に関する者が常に関心を持ち続け、社会情勢の変化に対応する機会を担保するために規定します。

○市長の任期が4年であることを鑑み、状況に応じてある程度柔軟に対応できるように5年としました。しかし、検証・見直しの機会は必要があればいつでもできるように、以内規定としています。